

議案第 22 号

龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定に基づき、平成 14 年 12 月 10 日議会の議決を経て締結した龍ヶ崎市との公の施設相互利用に関する協定について、別紙のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

別紙

公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書

龍ヶ崎市と利根町とは、平成14年12月10日締結した公の施設相互利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定書を次により締結し、締結の日から適用する。

原協定書別表龍ヶ崎市の項中

「

10	龍ヶ崎市都市公園（龍ヶ岡公園）	テニスコート， たつのこステージ
11	龍ヶ崎市都市公園（森林公園）	キャビン， ログハウス， テント， バーベキュー施設， キャンプ場， ファイヤープレイス
12	龍ヶ崎市総合運動公園	たつのこアリーナ， たつのこフィールド， たつのこスタジアム， 多目的広場
13	龍ヶ崎市都市公園（北竜台公園）	グラウンド， ディスクゴルフ場
14	龍ヶ崎市小貝川市民運動公園	多目的広場， 野球場
15	龍ヶ崎工業団地運動公園	ゲートボールコート， 野球場
16	龍ヶ崎市横田川運動公園	サッカー場
17	龍ヶ崎市羽原川運動公園	多目的広場
18	龍ヶ崎市大正堀川運動公園	テニスコート， 多目的広場， 野球場
19	龍ヶ崎市高砂運動広場	体育館， 野球場
20	龍ヶ崎市北文間運動広場	体育館， 多目的広場， レクリエーションルーム

を

「

10	龍ヶ崎市都市公園（龍ヶ岡公園）	テニスコート， たつのこステージ
11	龍ヶ崎市総合運動公園	たつのこアリーナ， たつのこフィールド， たつのこスタジアム， 多目的広場
12	龍ヶ崎市都市公園（北竜台公園）	グラウンド， ディスクゴルフ場

」

13	龍ヶ崎市小貝川市民運動公園	多目的広場，野球場
14	龍ヶ崎工業団地運動公園	ゲートボールコート，野球場
15	龍ヶ崎市横田川運動公園	サッカー場
16	龍ヶ崎市羽原川運動公園	多目的広場
17	龍ヶ崎市大正堀川運動公園	テニスコート，多目的広場，野球場
18	龍ヶ崎市高砂運動広場	体育館，野球場
19	龍ヶ崎市北文間運動広場	体育館，多目的広場，レクリエーションルーム

に

改める。

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月 日

茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市長

茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地1

利根町長

(提案理由)

龍ヶ崎市と締結している「公の施設相互利用に関する協定書」における相互に利用できる施設のうち、龍ヶ崎市の施設において、「使用させる具体的な施設の名称」の一部を変更するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により提案する。